



部活動について 再び ②

昨日の通信で紹介した総論に続いて、6月6日に出された『運動部活動の地域移行に関する検討会議提言』の各論のその1を、今日は紹介します。

まず、第2章は、地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等で、①地域における新たなスポーツ環境の在り方、②地域における新たなスポーツ環境の構築の方法、③地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュールとなっています。

*** 部活動のイメージがわからないので詳しく教えてほしい**

基本理念は「中高6年間で大成」です。
常に高校生と一緒に活動することにより、身近なロールモデルが存在し、優れた技術指導が受けられる環境が存在することになります。
競技によっては中等部3年間においても様々な大会に参加したり、高校生とともに大会の場に出場することもあります。
学校外のクラブチームや文化芸術活動についても積極的に支援し、校内の部活動と兼ねることで、さらに充実した活動環境となります。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】



○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を体験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設 なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどあり得る。 市町村において 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など、指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

そしてその2章の冒頭には、以下のように書かれています。

運動部活動の地域移行にあたり、地域における新たなスポーツ環境については、単に休日の運動部活動の練習内容、活動時間、指導体制などを、そのまま地域に移していこうとすると、地域におけるスポーツ環境において、生徒のニーズに十分に応じることができなかつたり、大会での成績等を重視した活動が多くなつたりするなど、学校の運動部活動が抱える課題がそのまま温存されてしまう恐れがある。このため、中学校等の生徒が参加できる地域における**新たなスポーツ環境の在り方を新たな視点で具体的に示していく**必要がある。また、現状、地域におけるスポーツ環境の整備が進んでいる地域もあれば、そうではない地域もある中、どの地域においても新たなスポーツ環境の構築が着実かつ円滑に進められるようにしていく必要がある。そのため、地域における新たなスポーツ環境の在り方やその構築の方法等について整理するものである。

新たなスポーツ環境の在り方を新たな視点で具体的に示していくという観点で、【参加者】【実施主体】【活動内容】【活動場所】【構築方法等】を、読み込んでいく必要があります。